



労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
令和6年5月30日

【照会先】

大阪労働局 労働基準部 安全課
(電話) 06(6949)6496

報道関係者 各位

労働基準部長による安全衛生パトロールを実施します

～ 死傷災害が増加している『陸上貨物運送事業』を対象 ～

本年7月1日から7月7日までを全国安全週間、6月1日から6月30日までを同準備期間として、全国の事業場が、様々な労働災害防止活動に取り組むこととしています。

大阪労働局においては、死傷災害が増加している「陸上貨物運送事業」を対象として、6月19日に労働基準部長 小川裕由 による安全衛生パトロールを下記事業場にて実施します。

1 日 時 令和6年6月19日(水) 14:00～

2 場 所 MSロジテクサービス株式会社 茨木事業所

(大阪府茨木市彩都もえぎ1-3-1)

詳細は別紙1「実施要項」のとおり

また、大阪労働局では「大阪発・新4S運動」の一環として、同準備期間中に管内にトラックターミナル等大規模な貨物取扱施設がある6労働基準監督署(大阪南署、大阪西署、東大阪署、堺署、北大阪署、茨木署)において労働基準監督署長による安全衛生パトロールを一斉に実施します。

大阪労働局労働基準部長 安全衛生パトロール実施要領

- 1 日 時 令和 6 年 6 月 19 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 00
- 2 実施場所 茨木市彩都もえぎ 1 - 3 - 1
- 3 事業場名 MS ロジテクサービス株式会社 茨木事業所
- 4 事業場概要 電気製品等の入庫・仕分け・保管・梱包・出庫等の業務を行う物流センター
(5 階建て延床面積 115,966.91 m² (35,089.07 坪))
- 5 タイムスケジュール
 - 13 : 45 事業場集合
 - 14 : 00 開催
 - 大阪労働局 労働基準部長 挨拶
 - MS ロジテクサービス株式会社 茨木事業所 挨拶
 - 現場及び作業概要等 説明
 - 14 : 30 安全衛生パトロール開始
 - 15 : 10 安全衛生パトロール終了
 - 意見交換
 - 大阪労働局労働基準部 安全課長 講評
 - 16 : 00 解散
- 6 取材 報道関係者からの取材を受け付けることとする。
- 7 大阪労働局
 - ・ 大阪労働局 労働基準部
 - 労働基準部長
 - 安全課長、健康課長
 - 安全専門官
 - ・ 茨木労働基準監督署
 - 署長
 - 安全衛生課長

大阪労働局第14次労働災害防止推進計画（14次防）では、「陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年（令和9年）までに2022年（令和4年）と比較して**5%以上減少させる**」ことを目標として掲げていますが、2023年（令和5年）は**54人、4.1%増加**となっています。

（休業4日以上死傷災害）



（死亡災害）



陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業で発生しています。



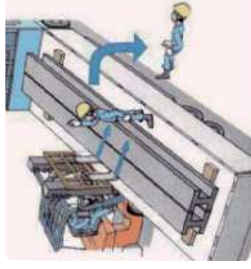
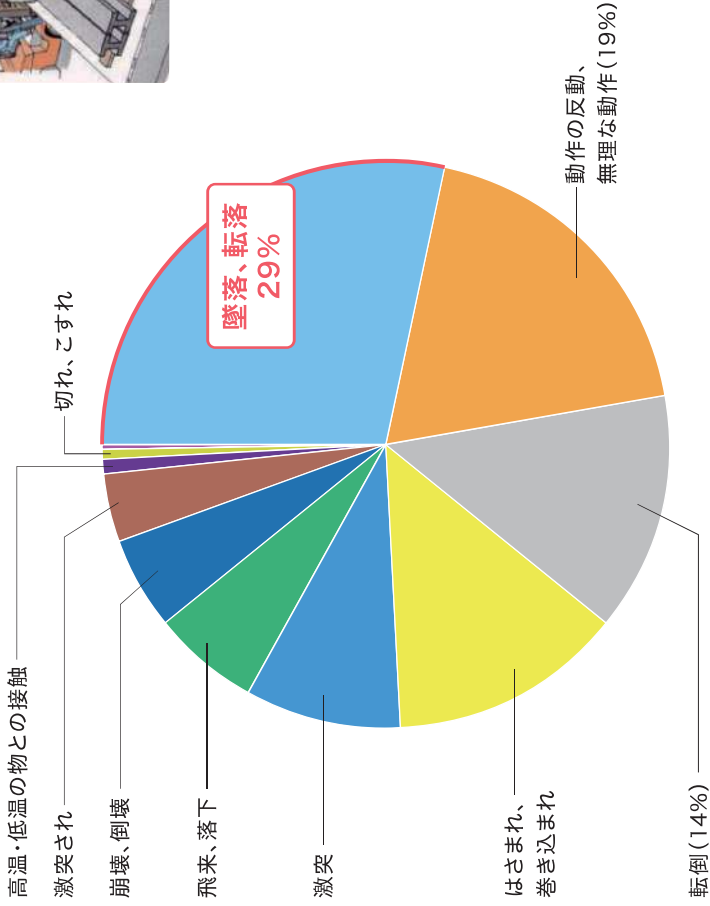
※令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、集計したもの
※内訳は作業内容(令和2年)

荷役作業時における労働災害防止対策

- 荷役作業時の労働災害においては、**墜落・転落が約30%**と最多。
 - 墜落、転落のうち、**トラックからの墜落、転落が約70%**。
- ⇒ **荷役作業時における労働災害防止対策の充実が急務。**

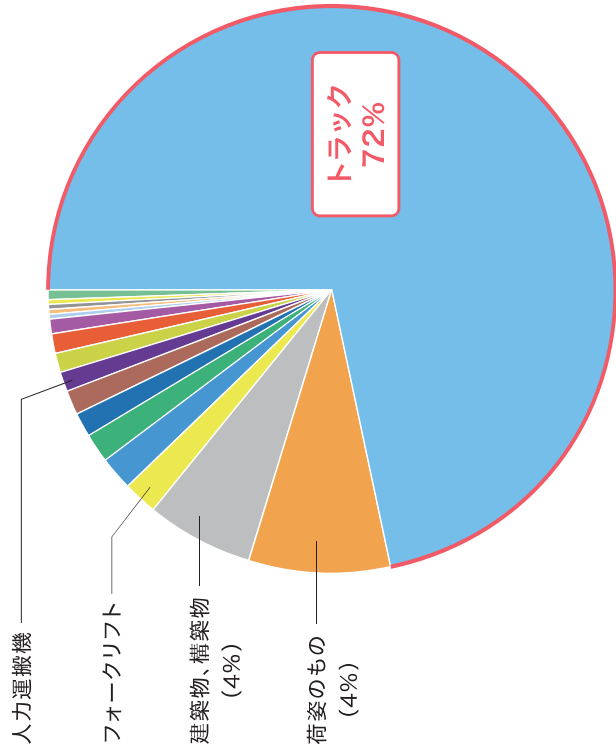
荷役作業時における事故の型

- 労働災害内訳「事故の型」(荷役災害)



墜落、転落における起因物

- 労働災害内訳(荷役災害) 事故の型(墜落、転落)×「起因物」



出典：労働者死傷病報告(令和2年)

重点事項ごとの具体的取組

⑥業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業）

事業者に取り組んでももらいたいこと

「荷役5大災害」防止のポイント

POINT 01 トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

⇒ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

POINT 02 トラック・荷台等での荷崩れによる災害

⇒ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

POINT 03 フォークリフト使用時における災害

⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール（作業計画等）に基づき適切に行動**すること

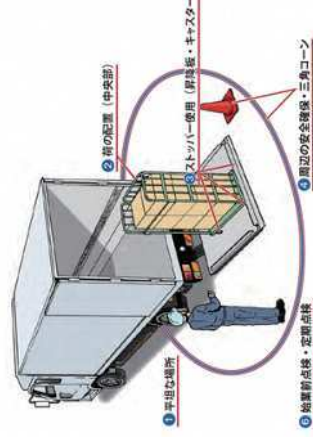
POINT 04 トラックの無人暴走による災害

⇒ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置（※）**を行うこと
（※）逸走防止措置：①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め

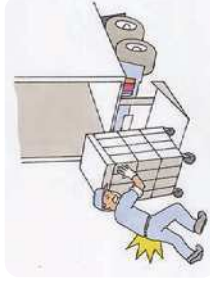
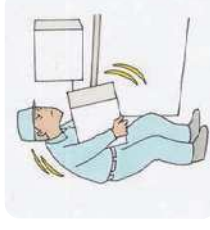
POINT 05 トラック後退時における災害

⇒ 後退誘導に係る**ルール（作業計画等）を定め、後方確認ができる場合**にのみ、**トラックを後退**をさせること

● 作業に合った腰痛予防対策の実施



必ず保護帽を着用！



事業者に取り組んでいただきたい内容（2027年まで）（アウトプット指標）

「荷役作業における安全ガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を**45%以上**

取組の成果として得られる結果（2027年まで）（アウトカム指標）

死傷者数を2022年と比較して**5%以上減少**

荷役作業時における労働災害防止対策③

(陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン)

荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・転倒による労働災害の防止対策

- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

荷主の協力が不可欠

荷主等の実施事項

- 改善基準告示(※)の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 疲労に配慮した休憩時間の確保、着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成20年4月3日付け基発第0403001号)

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・走行計画の作成
 - ・点呼等の実施
 - ・荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・交通安全情報マップの作成
- **荷主・元請事業者による配慮等**
 - ・過積載運行の防止
 - ・改善基準告示(※)の遵守
 - ・安全な走行が出来ない発注の禁止
 - ・到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

※改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準